

定住自立圏構想の概要及び石巻圏域定住自立圏構想 これまでの経過について

1 定住自立圏構想の概要について

【国が掲げる定住自立圏構想の目的】

全国的な人口の減少及び少子化・高齢化の進行が見込まれており、特に地方においては、大幅な人口減少と急速な少子化・高齢化が見込まれています。このような状況をふまえ、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、地方圏への人の流れを創出することが求められています。

そこで、市町村の主体的取組として、「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPO や企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進します。

【市町村における定住自立圏構想の意義】

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成します。

【圏域に求められる役割】

- (1) 生活機能の強化（例：休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- (2) 結びつきやネットワークの強化（例：デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化（例：合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

【全国を取組状況】（令和3年4月1日現在）

- (1) 宣言中心市（中心市宣言を行った市の数） 140 市
- (2) 定住自立圏（定住自立圏形成協定の締結又は定住自立圏形成方針の策定により形成された定住自立圏の数） 129 圏域
- (3) ビジョン策定中心市（定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市の数） 127 市

2 定住自立圏構想策定による国からの財政支援等について

(R3.4.1 現在)

(1) 特別交付税

- ・ 包括的財政措置（共生ビジョンに記載されている事業、共生ビジョン懇談会に関する経費、住民への普及啓発に関する経費。特別交付税：上限額 中心市 8,500 万円、近隣市町村額 1,800 万円）
- ・ 外部人材の活用に要する経費に対する財政措置（特別交付税：上限額 700 万円）
- ・ 地域医療の確保に要する経費に対する財政措置（特別交付税：上限額 800 万円）及びへき地における遠隔医療に対する特別交付税措置率の引き上げ（通常 0.6→0.8）

(2) 地方債

- ・ 地域活性化事業債を充当
（充当率 90%、交付税算入率 30% 医療・福祉、産業振興、公共交通の 3 分野に限る）

(3) 各省による支援策

- ・ 地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択（関係省庁 総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省、農林水産省）

(4) 定住自立圏民間活力創出ファンド形成事業

- ・ 定住自立圏共生ビジョンに基づく取組の推進に資する事業を支援するために、公益法人等が民間事業者等に融資等を行うための資金として、圏域全体でファンドを形成する事業について、一般単独事業債の一般事業の対象とする。
（充当率 90%、特別交付税参入率 償還利子の 50%）

(5) 地域総合整備資金（ふるさと融資）

- ・ 地域総合整備資金貸付事業のうち、定住自立圏形成協定、定住自立圏共生ビジョンに基づく取組に関連して実施されるものについて、貸付限度額の引き上げを行う。
（通常の施設 市町村 10.5 億円→16.8 億円 複合施設 市町村 15.7 億円→25.3 億円）

(6) 辺地度点数の算定要素の追加

- ・ 辺地度点数について、定住自立圏形成協定を締結した市町村に限り、宣言中心市の市役所までの最短の距離を算定することができる。

3 石巻圏域定住自立圏構想これまでの経過について

- (1) 平成22年2月 中心市宣言（石巻市）
- (2) 平成22年10月 定住自立圏形成協定の締結（石巻市・東松島市）
定住自立圏形成協定の締結（石巻市・女川町）
- (3) 平成23年3月 定住自立圏共生ビジョンのパブリックコメント募集等を行い、共生ビジョン最終案の決定直前まで進捗したが、東日本大震災が発生し、手続きが中断した。
- (4) 平成23年度以降 数回の担当課長会議を行い、復旧・復興事業が終わるまで当分の間、再開を凍結し、令和3年度から再開する旨申し合わせていた。

4 中心市宣言、定住自立圏形成協定、定住自立圏共生ビジョンの 取り扱いについて

【中心市宣言】

定住自立圏構想推進要綱第4の(3)において、「都市機能の集積状況の著しい変化その他の著しい事情の変更があると認めるときは、中心市宣言書の変更又は取消しを行うことができる。」とされており、宣言自体は有効であるものの、震災による著しい事情の変更があることから、宣言書の変更をすることで対応が可能です。

【定住自立圏形成協定】

定住自立圏構想推進要綱第5の(2)⑥において、「協定の期間は、宣言中心市とその近隣にある市町村の連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めない」とされていることから、協定自体は有効であるものの、中心市宣言と同様に協定の変更をすることで対応が可能です。また、変更の際は議会の議決が必要となります。

【定住自立圏共生ビジョン】

共生ビジョンについては、最終案の決定前であったことから、最終案を参考に、中心市宣言、定住自立圏形成協定の内容変更を踏まえて、再度検討する必要があると考えられます。

また、定住自立圏構想推進要綱第6の(3)④において、「期間については概ね5年間とし、毎年度所要の変更を行うものとする」とされています。

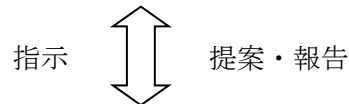
なお、策定にあたっては、民間や地域の関係者で構成する圏域共生ビジョン懇談会において協議を行うことが必要です。（要綱第6の(2)）

※懇談会設置に係る要綱は、前回検討の際に「石巻圏域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱」を既に策定しています。

5 今後の組織体制について

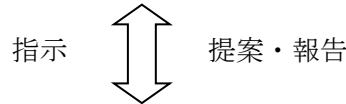
石巻圏域定住自立圏形成推進会議	
会 長	石巻市長
副会長	東松島市長
副会長	女川町長
	石巻市議会議長
	東松島市議会議長
	女川町議会議長
オブザーバー	宮城県東部地方振興事務所長

※定住自立圏形成に係る決定機関



調 整 部 会	
調整部会長	石巻市企画担当部長
副部会長	東松島市企画担当部長
副部会長	女川町企画担当課長
オブザーバー	宮城県担当職員
	宮城県東部地方振興事務所担当職員

※推進会議の運営に係る調整機関



ワーキンググループ（案）					
医 療 ワーキング グループ	福 祉 ワーキング グループ	教 育 ワーキング グループ	産業・観光 ワーキング グループ	建 設 ワーキング グループ	企画その他 ワーキング グループ

※各分野の担当課長を座長とした内容の検討機関



事 務 局 (石巻市、東松島市、女川町 企画担当課)
